

沿岸広域振興局長告示第19号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和7年6月13日

沿岸広域振興局長 小 國 大 作

介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0313010530	医療法人晃生会	近藤医院	下閉伊郡山田町飯岡第9地割23番地1	令和7年7月1日